

新 旧 の 比 較 対 照 表

新

旧

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載してこれをなすものとする。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1から施行する。

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、学校の掲示板上に掲載してこれをなすものとする。